

令和4年6月

伊那市議会定例会議案
関係資料

令和4年6月3日

令和4年6月伊那市議会定例会議案関係資料目次

議案第1号関係資料	伊那市横山バイクパーク施設条例新旧対照表……………	3
議案第2号関係資料(1)	伊那市福祉医療費給付金条例等改正概要……………	4
議案第2号関係資料(2)	伊那市福祉医療費給付金条例新旧対照表……………	5
議案第3号関係資料	伊那市山荘条例新旧対照表……………	6
議案第4号関係資料	伊那市自動車運送事業の設置等に関する条例新旧対照表……………	7

議案第1号関係資料

伊那市横山バイクパーク施設条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 バイクパークの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 伊那市横山バイクパーク</p> <p>位置 伊那市横山<u>7277番地1412</u></p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 バイクパークの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 伊那市横山バイクパーク</p> <p>位置 伊那市横山<u>7227番地1412</u></p>

議案第2号関係資料(1)

伊那市福祉医療費給付金条例等改正概要

1 制度説明

- 福祉医療費給付金事業

福祉医療費給付金制度とは、子ども、障害者、ひとり親家庭の親子等の福祉の増進を図るため、保険診療等に係る医療費に対する助成制度。福祉医療費受給者は、医療機関等の窓口で被保険者証とともに福祉医療費受給者証を提示することにより、助成を受けることができる。

2 改正内容

(1) 子どもの福祉医療費給付金の対象拡大 <伊那市福祉医療費給付金条例第7条関係>

対象者	改正前 令和4年7月診療分まで	改正後 令和4年8月診療分から
0歳～15歳 ^{※1}	外来・入院の保険診療費	外来・入院の保険診療費
15歳 ^{※1} ～18歳 ^{※2}	入院の保険診療費	

※1 15歳に達する日以後の最初の3月31日まで

※2 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで

(2) 18歳までの福祉医療費の窓口無料化 <伊那市福祉医療費給付金条例施行規則第5条関係>

対象者	改正前 令和4年7月診療分まで	改正後 令和4年8月診療分から
0歳～18歳 ^{※2}	受給者が最大500円までを負担	自己負担額なし ^{※3}

※3 入院時食事療養費及び医療保険適用以外は、実費負担

議案第2号関係資料(2)

伊那市福祉医療費給付金条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(給付金の支給額)</p> <p>第7条 給付金の支給額は、支給対象者が医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づく給付の対象となる療養の給付等を受けたときに、医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づき算定した費用額から次に掲げる額を控除した額とする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 子ども(満15歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。)</u> にあつては、通院に係る療養の給付等の額</p> <p><u>(9) 略</u></p>	<p>(給付金の支給額)</p> <p>第7条 給付金の支給額は、支給対象者が医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づく給付の対象となる療養の給付等を受けたときに、医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づき算定した費用額から次に掲げる額を控除した額とする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 略</u></p>

議案第3号関係資料

伊那市山荘条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新																		
<p>(名称及び位置) 第2条 山荘の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>藪沢小屋</td> <td>伊那市長谷黒河内 黒河内国有林272口林小班</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		藪沢小屋	伊那市長谷黒河内 黒河内国有林272口林小班	略		<p>(名称及び位置) 第2条 山荘の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>藪沢小屋</td> <td>伊那市長谷黒河内 黒河内国有林272口林小班</td> </tr> <tr> <td><u>馬の背ヒュッテ</u></td> <td><u>伊那市長谷黒河内 黒河内国有林272ハ林小班</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		藪沢小屋	伊那市長谷黒河内 黒河内国有林272口林小班	<u>馬の背ヒュッテ</u>	<u>伊那市長谷黒河内 黒河内国有林272ハ林小班</u>	略	
名称	位置																		
略																			
藪沢小屋	伊那市長谷黒河内 黒河内国有林272口林小班																		
略																			
名称	位置																		
略																			
藪沢小屋	伊那市長谷黒河内 黒河内国有林272口林小班																		
<u>馬の背ヒュッテ</u>	<u>伊那市長谷黒河内 黒河内国有林272ハ林小班</u>																		
略																			
<p>(開設期間) 第5条 山荘の開設期間は、次のとおりとする。 (1)～(4) 略 (5) 略 2 略</p>	<p>(開設期間) 第5条 山荘の開設期間は、次のとおりとする。 (1)～(4) 略 (5) <u>馬の背ヒュッテ</u> <u>ア 宿泊、休憩のための期間 毎年7月1日から10月31日まで</u> (6) 略 2 略</p>																		
<p>別表(第9条関係) 西駒山荘、北沢峠 こもれび山荘、仙丈小屋、藪沢小屋及び塩見小屋利用料金 (表 略)</p>	<p>別表(第9条関係) 西駒山荘、北沢峠 こもれび山荘、仙丈小屋、<u>藪沢小屋、馬の背ヒュッテ</u>及び塩見小屋利用料金 (表 略)</p>																		

議案第4号関係資料

伊那市自動車運送事業の設置等に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(経営の基本) 第3条 略 2 自動車運送事業の事業区域等の計画は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略</p>	<p>(経営の基本) 第3条 略 2 自動車運送事業の事業区域等の計画は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 <u>(4) 利用者駐車場の位置 伊那市長谷黒河内2305番地 1</u></p>